

平成30年 8月10日

公 告

地下水飲用化システム事業提案者公募

富岡地域医療企業団
企業長 佐藤 尚文

1. 趣旨

災害時のライフライン確保と経費削減を図るため、公立富岡総合病院（以下「当院」という。）敷地内に井戸揚水設備と浄水設備を設置する事業者を公募する。

事業者の選定は『プロポーザル方式』により行い、そのために必要な手続き等について以下のとおり定める。

2. 事業概要

事業者は当院敷地内に井戸を掘削し、汲み上げた水を飲用化処理し受水槽へ供給する。システムの設置及び保守管理等に関わるすべての経費は事業者負担とする。

処理した飲料水を当院が購入するものとし、システム設置用の土地及び装置に関わる電気代、下水道代は当院が負担するものとする。

病院全体年間水道使用量 57,000 m³

飲料水購入予定数量 45,600 m³

予定契約期間 15年

給水開始予定日 平成31年4月1日

3. 公募期間

参加申込期間

平成30年8月13日（月）午前10時～平成30年9月 7日（金）午後3時迄
提案説明

場 所：平成30年9月25日（火）公立富岡総合病院内 16：30～

提出物：見積書1部、提案書10部（企画提案要領参照）

4. 参加資格

別紙参加資格要件参照

5. 問合せ先

〒370-2393 群馬県富岡市富岡2073-1

富岡地域医療企業団 公立富岡総合病院 業務課 施設係 瀧上

TEL 0274-63-2111 FAX 0274-70-2681

参加資格要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (2) 国および地方自治体等の指名停止措置を受けていないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中もしくは再生手続中でないか、又は会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て中もしくは更生手続中でないこと。
ただし、民事再生法の規定による再生計画または会社更生法の規定による更生計画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 全省庁統一資格において関東・甲信越地域で役務の提供等のB等級以上に格付けされていること。
- (6) 元請として300床以上の病院施設へ納入し、現在も稼働している設備の実績を5件以上有すること。
- (7) その他仕様書等に記載されている技術的要件を満たすものであること。